

川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 9 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 2 号

川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

川崎市建築基準法施行細則（平成５年川崎市規則第６５号）の一部を次のように改正する。

第１１条の見出し中「定期報告」の次に「等」を加え、同条に次の２項を加える。

３ 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成２０年国土交通省告示第２８２号。以下「定期調査等告示」という。）第２前段の規定により市長が付加する法第１２条第１項の規定による調査及び同条第２項の規定による点検の項目、方法及び結果の判定基準（以下この項において「項目等」という。）は、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成２８年国土交通省告示第７２３号）別表第１（１）から（５）までに掲げる項目等（各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）に係るものに限る。）とする。

４ 定期調査等告示第２後段の規定により市長が指定する建築物は、随時閉鎖又は作動できる防火設備（政令第１０９条第１項に規定する防火設備をいい、防火ダンパーを除く。次条第１項第３号において同じ。）を有しない建築物とする。

第１２条第１項第３号中「（政令第１０９条第１項に規定する防火設備をいい、随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）」を「で次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 各階の主要な常閉防火扉

イ 随時閉鎖又は作動をできるもの

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。